

船舶インシデント調査報告書

令和3年4月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	令和元年12月4日 18時30分ごろ
発生場所	千葉県千葉港葛南区市川水路 浦安沖灯標から真方位041°4.25海里付近 (概位 北緯35°40.0 東経139°57.1)
インシデントの概要	貨物船兼砂利運搬船そうほう丸は、航行中、浅所に座洲した。
インシデント調査の経過	令和元年12月11日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船兼砂利運搬船 そうほう丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	142083、株式会社みなと海運、東亜海運株式会社（運航者）
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮中央期
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか5人が乗り組み、残土を積み荷役の目的で、千葉港に向け、神奈川県横須賀港を発した。</p> <p>市川水路においては、市川市高谷新町南方沖の分岐に市川B及びその南方の市川水路西端に市川Aと称する黄色灯浮標が以前から設置されていた。</p> <p>船長は、市川水路を北西進中、数年ぶりの市川水路の航行であり、ポータラジオに着岸予定岸壁を確認した際、市川Bを右舷に見て航行するよう言われたが、市川Aを市川Bと思い、市川Aを右舷に見て航行したところ、本船が市川A南方の浅所に座洲した。</p> <p>船長は、GPSプロッター等を起動していたものの、主に目視によって航行していた。</p> <p>本船の喫水は、船首1.70m、船尾3.65mであった。</p>
分析	<p>本船は、夜間、市川水路を北西進中、船長が、市川Aを市川Bと思い、市川Aを右舷側に見て航行したことから、浅所に座洲したものと考えられる。</p> <p>船長は、数年ぶりの市川水路の航行であったが、事前に水路情報等を確認していなかったことから、市川Aを市川Bと誤って航行したものと考えられる。</p>
原因	本インシデントは、夜間、本船が市川水路において北西進中、船長が、市川Aを市川Bと思い、市川Aを右舷側に見て航行したため、浅所に座洲したものと考えられる。

再発防止策

今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- ・船長は、航行中、GPSプロッター等で船位を確認すること。
- ・船長は、数年ぶりに航海する海域を航行する場合、事前に、水路情報を十分に確認すること。
- ・市川Aは、右舷標識に切り替えることが望ましい。